

独立支援プログラム修了生 業務契約書

研修修了生_____ (以下、甲という)と、株式会社野菜くらぶ(以下、乙という)は、次のとおり業務契約書を締結した。

1. 目的

■お客様によりよい農産物の安定生産・出荷するため、本研修修了者の設立した会社と業務提携し、継続した農業を実践する。

2. 設立法人の資本関係

■個人50%、野菜くらぶ50%を出資し会社を設立する。代表取締役社長は研修修了生が就き、取締役として野菜くらぶ生産者から1人以上就任することができる。ただし取締役の人数は過半数を超えてはならない。

■その地域の状況や、独立する人の条件等によっては、個人での独立もある。

3. 設立法人の法的運営

■設立した法人は、会社法に基づいて運営される。個人で独立する場合は、各種法律に基づいて運営される。

4. 経営情報の開示

■決算終了後2ヶ月以内に業務報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）を提出する。個人で独立する場合は、1年に1回収支報告書を提出する。

5. 野菜くらぶブランドの使用

■「野菜くらぶ」ブランドの使用は、栽培基準に基づいた野菜を「野菜くらぶ」を通して販売するときに使用できる。

■「野菜くらぶ」ブランドの名称・ロゴマークは、野菜くらぶの許可のもと、野菜パッケージ・名刺・会社案内・旗・看板等に使用できる。

6. 生産物の販売

■野菜くらぶの生産者メンバーとして栽培計画・販売計画に基づき販売する。

■このときの計画された野菜については、野菜くらぶの同意がなければ他へ販売はできない。

■醸成会が主催する会議・勉強会や、栽培する品目の部会に参加する。また、事業本部から求められる書類等は期日までに提出する。

■栽培する品目について、栽培計画・販売計画の会議・部会に出席し計画を作成しなければならない。

7. 販売手数料

■醸成会総会で決められた販売手数料を支払う。

■支払い方法は販売金額から差し引く。

8. 技術指導・経理・人事などのアドバイス

■技術・経理・人事などのアドバイスを受けることができ、これら料金は無料。他会計士・弁理士・社会保険労務士・司法書士などの指導費用はこの限りではない。

9. 機械のレンタル

■野菜くらの機械を有料で借りることができる。

10. 契約期間

■1年契約とする。ただし2ヶ月前までに解約の申し出がない場合は自動的に同じ内容で契約される。

11. 契約の見直し

■契約終了2ヶ月前までに変更の申し出をする。無い場合は自動的に同じ内容で契約される。

12. 守秘義務

■業務上知りえた野菜くらの業務情報を、第3者に対し、開示・漏洩・業務以外の使用をしてはならない。

13. 解約

■破産・清算・手形不渡りを出した時、経営理念に逸脱した行為や、不法行為があった場合、相手方の不利益になるような行為をした時、「野菜くらぶ」ブランドを大きく失墜させた時には解約する。

■野菜くらの関係を絶った後、野菜くらの販売先に直接販売したり、商的取引をすることを5年間禁止する。

14. 付則

■この契約書は、それぞれが1部ずつ保管する。

■これら条文に記載されていない問題が起こったときは、関係者が善意をもって対応し問題解決にあたる。

平成 年 月 日

甲

印

乙 群馬県利根郡昭和村赤城原844-15

株式会社野菜くらぶ

代表取締役社長 澤浦 彰治

印